

# 江田島市過疎地域持続的発展計画の概要について

## 1 計画策定の背景・趣旨

本市は、これまで「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「旧法」という。）に基づき、過疎地域の振興に関する市町村計画（以下「過疎計画」という。）を作成し、まちづくりを推進してきましたが、旧法が本年3月末に失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新法」という。）が公布、本年4月1日に施行されたことに伴い、新たな過疎計画の作成が必要となりました。

このため、新法に基づく過疎計画として、江田島市過疎地域持続的発展計画を策定しました。

## 2 計画策定の意義

過疎計画は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう今後の方針を定めるものです。

本市は、法により全域が過疎地域として指定されており、過疎計画は、持続可能なまちづくりの指針となるものです。

また、過疎対策事業債発行などの財政支援措置を活用するためには、過疎計画に当該事業が記載されている必要があります。

## 3 過疎計画の策定方針

広島県が策定した持続的発展方針に基づき、本市の最上位計画である第2次江田島市総合計画で掲げている「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を目指す姿とし、「市民満足度の高いまちづくり」、「未来を切り開くまちづくり」を基本戦略としつつ、現行の過疎計画を現在の情勢に即して改定します。

## 4 過疎計画の構成

過疎計画に記載を求められている事項は、おおむね旧法を引き継いでいます。

新たな記載項目として追加されたのは、目標値の設定、計画の評価、公共施設総合管理計画との整合性の確保などです。

※下線の付してあるものは、今回新たに追加された記載項目です。

大項目	小項目	内容
基本的な事項	江田島市の概況	自然的・社会的条件や過疎の状況等
	人口及び産業の推移と動向	人口や産業別人口の動向
	行財政の状況	行財政運営や施設整備の状況
	地域の持続的発展の基本方針	目指す将来像，まちづくりの基本戦略等（総合計画と整合）
	<u>持続的発展のための基本目標【新】</u>	<u>人口・財政力・その他の目標値の設定</u>
	<u>計画の達成状況に対する評価に関する事項</u>	<u>評価方法</u>
	計画期間	令和3年度～令和7年度
	<u>公共施設等総合管理計画との整合【新】</u>	<u>両計画が整合していることを記載</u>
<u>移住・定住・地域間交流の促進，人材育成【一部新】</u>	現況・課題，対策，取組事業	移住・定住促進，地域社会の担い手の育成，関係者の連携と協力
産業の振興	〃	農林水産業，商工業，企業誘致・起業・販拡，観光，港湾 <u>産業振興促進計画との整合</u>
地域における情報化	〃	情報化
交通施設の整備，交通手段の確保	〃	道路，公共交通
生活環境の整備	〃	上下水道，廃棄物火葬場，消防・救急，防災，住宅，防犯，交通安全，公園
子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	〃	児童，高齢者，障害者(児)の保健・医療・福祉
医療の確保	〃	医療
教育の振興	〃	学校教育，生涯学習・社会体育
集落の整備	〃	住民自治，公共施設
地域文化の振興等	〃	文化
再生可能エネルギーの利用の推進	〃	再生エネルギー
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	〃	※その他，特に必要な事項を記載

## 5 過疎計画の主な記載内容

旧法に基づく過疎計画から、情勢変化（法改正，社会情勢，人口や各施策分野における現状）を踏まえて記述内容の見直しを行っています。

また，過疎計画の期間（令和3年度～令和7年度）を見据え，5年間に取り組むことが見込まれる事業を記載しています。

○各分野における主な取組

大項目	小項目	内容	記載事項の概略（取組事業等）
基本的な事項	江田島市の概況	自然的・社会的条件や過疎の状況等	現状について記載
	人口及び産業の推移と動向	人口や産業別人口の動向	
	行財政の状況	行財政運営や施設整備の状況	
	地域の持続的発展の基本方針	目指す将来像，まちづくりの基本戦略等（総合計画と整合）	
	持続的発展のための基本目標	人口・財政力・その他の目標値の設定	取組による想定人口効果 560 人の獲得，経常収支比率 95.0%，政策的経費として活用可能な一般財源規模 10 億円の確保
	計画の達成状況に対する評価に関する事項	評価方法	毎年の目標値の達成状況を確認の上，各部署が評価・点検し，市HPで公開
	計画期間		令和3年度～令和7年度
	公共施設等総合管理計画との整合		過疎計画計上事業の実施については，公共施設等総合管理計画と整合させる方針を明記
移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	現況・課題，対策，取組事業	移住・定住促進，地域社会の担い手の育成，関係者の連携と協力	○移住・定住情報の発信・相談対応等 ○体験型修学旅行の推進 ○地域の集客イベントの開催促進 ○関係人口の確保（ファンクラブ組織等）
産業の振興		農林水産業，商工業，企業誘致，起業・販拓，観光，港湾	○農水産業の基盤整備，担い手確保 ○有害鳥獣被害対策 ○オリーブ振興 ○6次産業化 ○漁業環境の保全 ○商工会を通じた商工業支援 ○起業促進・企業誘致 ○仕事のマッチング ○体験型観光の振興 など ※産業振興計画と整合させる方針を明記
地域における情報化		情報化	○行政サービスの電子化推進 ○事業者の情報化支援 ○地デジ難視聴区域の解消
交通施設の整備，交通手段の確保		道路，公共交通	○市道・農林道の整備 ○橋りょう長寿命化 ○公共交通協議会の運営 ○生活交通の維持確保 など
生活環境の整備		上下水道，廃棄物火葬場，消防・救急，防災，住宅，防犯，交通安全，公園	○上下水道の維持 ○廃棄物処理施設の運営 ○葬祭センターの運営 ○消防水利施設の整備 ○市営住宅の改修 ○空き家対策 ○災害対応資機材整備等 ○防犯外灯等の整備 ○公園整備 など
子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		児童，高齢者，障害者（児）の保健・医療・福祉	○保育施設の再編整備 ○ファミリーサポートセンターの運営 ○母子保健の実施 ○高齢者の生活支援 ○高齢者の活躍の場の確保 ○健康教育や健診の実施 ○食育推進 ○介護予防 ○障害者の地域生活支援 など
医療の確保		医療	○救急医療体制の確保 ○乳幼児医療費助成 ○休日等の当番医確保 ○救急救命士の養成
教育の振興		学校教育，生涯学習・社会体育	○学校施設の改修 ○ICT教育の資機材整備 ○集会施設等の整備 ○里海学習 ○高校の魅力化推進 ○生涯学習活動の充実 ○未利用施設等の解体 など
集落の整備		住民自治	○まちづくり団体の活動支援 ○公共施設の解体撤去
地域文化の振興等		文化	○芸術鑑賞機会の提供 ○市美展の開催 ○文化財の保存・保護
再生可能エネルギーの利用の推進		再生エネルギー	○公共施設の自立電源への活用 ○住宅太陽光発電施設の設置促進
その他地域の持続的発展に関し必要な事項			※特記事項として記載する事業はなし。